

平成 3 0 年度二宮町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度の健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり報告します。

平成 3 0 年度二宮町健全化判断比率及び資金不足比率報告書

・健全化判断比率 (単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
判 断 比 率	—	—	6. 5	32. 4
早期健全化基準	14. 57	19. 57	25. 0	350. 0
財 政 再 生 基 準	20. 00	30. 00	35. 0	

・資金不足比率 (単位：%)

	資金不足比率
下水道事業特別会計	—
経営健全化基準	20. 00

令和元年 9 月 6 日提出

二宮町長 村田 邦子